

石川県特定最低賃金専門部会

第 1 回百貨店部会

令和 7 年 10 月 3 日(金)
13 時 30 分から 15 時 30 分まで
金沢駅西合同庁舎 2 階会議室

【資料目次】

	ページ
1 特定最低賃金の改正申出書（百貨店）(写).....	1
2 改正申出審査結果表（百貨店）	4
3 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問) (写)	5
4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申) (写)	6
5 特定最低賃金の改正決定について(諮問) (写)	7

令和7年7月17日

石川労働局長
八木 健一 殿

石川県労働局 石川県支部
〒920-8501 石川県金沢市2-3-1
支庁労働センター 2F

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者
2, 282名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 994円

(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和7年7月現在 2, 861名

(3) 合意率
$$\frac{2, 861}{2, 282} = 125.4\%$$

5. 添付書類

- (1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し
- (2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
- (3) 申出合意及び委任状の写し
- (4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。

以 上



百貨店,総合スーパー最低賃金の改正に関する疎明資料(令和7年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(店舗)の名称	事業所の所在地	産 業	分類	組合員数
1				総合スーパー	I561	239
				総合スーパー	I561	155
				総合スーパー	I561	220
				総合スーパー	I561	222
				総合スーパー	I561	153
				総合スーパー	I561	116
				総合スーパー	I561	285
				総合スーパー	I561	108
				総合スーパー	I561	301
				総合スーパー	I561	301
2				総合スーパー	I561	110
				総合スーパー	I561	116
				総合スーパー	I561	55
				総合スーパー	I561	50
				総合スーパー	I561	35
3				総合スーパー	I561	25
				総合スーパー	I561	42
				総合スーパー	I561	19
				総合スーパー	I561	22
				総合スーパー	I561	23
				総合スーパー	I561	15
				総合スーパー	I561	8
4				総合スーパー	I561	121
				総合スーパー	I561	120
				総合スーパー	I561	2861

令和7年度 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金改定申し入れ 《疎明資料》

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
	209,000	199,000	9,952	1,244	1,244	1920h	160h (8.0h)
	210,000	210,000	10,082	1,260	1,260	2000h	166.64h (8.0h)
	200,000	190,000	9,179	1,149	1,149	1984h	165.33h (8.0h)
	200,350	200,350	9,406	1,174	1,174	2048h	170.7h (8.0h)

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出審査結果表

労働協約ケース

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	I560 管理、補助的経済 活動を行う事業所 I561 百貨店、総合スーパー	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 を除く	I560 0 I561 4 計 4	I560 0 I561 24 計 24	0 2,861 計 2,861	78.97%
審査結果	同上	同上	同上 適用労働者数（基幹的労働者数） 2,282人 (推定)	I560 0 I561 4 計 4	I560 0 I561 13 計 13	0 1,802 計 1,802	
新産別最賃 の運用方針 (要旨) 61.2.14 中賃答申		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に 参考 $\begin{array}{rcl} 2,282 \div 3 & \div & 761 \\ 1,802 \div 2,282 & \div & 78.97\% \end{array}$					



石労発 0828 第 2 号
令和 7 年 8 月 28 日

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘 殿

石川労働局長
八木 健一

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特
定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その
必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、
網地製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、そ
の他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低
賃金公示第 5 号）
- 3 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川
労働局最低賃金公示第 6 号）
- 4 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、
情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）
- 5 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和 6 年石川労働局最低
賃金公示第 4 号）

⑦

令和 7 年 8 月 28 日

石川労働局長
八木 健一 殿

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘

石川県特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和 7 年 8 月 28 日付け石労発 0828 第 2 号をもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 5 号）
- 2 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）
- 4 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和 6 年石川労働局最低賃金公示第 4 号）



石労発 0828 第 3 号
令和 7 年 8 月 28 日

石川地方最低賃金審議会
会長 木村 弘 殿

石川労働局長
八木 健一

石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特
定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、そ
の他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用
電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低
賃金公示第 5 号）
- 2 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川
労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、
情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）
- 4 石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金（令和 6 年石川労働局最低
賃金公示第 4 号）